

西貝塚環境センターの入札に係る
調査特別委員会報告書

平成30年12月21日
上尾市議会

目次

1	調査の趣旨	1
2	事件の概要	1
3	特別委員会の設置	3
	(1) 設置に至る経過	3
	(2) 調査事項	3
	(3) 調査方法	3
	(4) 調査権限	4
	(5) 調査期間	4
4	調査の結果	4
	(1) 調査対象とした業務概要	5
	(2) 入札の経過について	6
	(3) 平成24年センター本体管理業務に係る事務について	7
	(4) 平成26年ペットボトル結束業務に係る事務について	8
	(5) 平成27年センター本体管理業務に係る事務について	9
	(6) 市が行った再発防止策について	11
5	調査により明らかになった問題点	12
6	調査事項に対する指摘・改善意見	13
7	まとめ	14

資料編

資料1	上尾市議会の信頼回復と再発防止に努めることを誓う決議	18
資料2	委員長、副委員長、委員の氏名	19
資料3	委員会の開催状況	20
資料4	提出を求めた書類	22
資料5	入札制度について	25
資料6	公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律	32
資料7	参照条文	34

1 調査の趣旨

平成29年10月30日、当時の島村穰市長と田中守議長が西貝塚環境センターの業務に関する入札情報をめぐり、予定価格等を事前に業者に漏らしたとして、官製談合防止法違反や公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。田中議長はあっせん収賄の疑いでも逮捕された。また、島村市長は同年11月20日、受託収賄の罪でも再逮捕された。

二元代表制の各代表である市長と議長が同時に逮捕されるという極めて異例な事態であり、市民の信頼は大きく損なわれ不信が広がっている。

本委員会では、行政の活動を監視する議会の立場から問題点を明らかにし、原因究明と再発防止を目的として調査を行うものである。

また、「上尾市議会の信頼回復と再発防止に努めることを誓う決議」¹に基づき、議員は市民の負託を受けた全体の奉仕者として、自らの行動を厳しく律し、市民に信用・信頼される議会改革を進め、再発防止に向けて取り組んでいくことを確認した。

2 事件の概要

今回の事件は、田中前議長、島村前市長及び明石産業(株)の代表者である山田社長が共謀の上、上尾市が発注する「ペットボトル結束機運転管理業務(長期継続契約)」(以下、「ペットボトル結束業務」という。)の入札に関する秘密事項を明石産業(株)側に教示するとともに(官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の罪)、田中前議長が山田社長からの請託を受けて、島村前市長に対し、上記のような職務上不正な行為をさせるようあっせんしたことに関して現金の供与を受けたこと(あっせん収賄の罪)、その後、島村前市長が「西貝塚環境センター運転管理業務(長期継続契約)」(以下、「センター本体管理業務」という。)の入札に関し、山田社長から明石産業(株)に有利かつ便宜な取り計らいをしてもらいたい旨の請託を受け、その謝礼として現金を収受したこと(受託収賄の罪)により、それぞれ起訴され、有罪となったものである。

田中前議長は、平成23年頃に山田社長と知り合ってから以降、上尾市が発注するセンター本体管理業務を受注したいと考えていた同人から、現金の授受を伴うこともある接待を繰り返し受けるようになり、島村前市長とともに、明石産業(株)の受注に向けてさまざまな取り計らいを行ってきた。センター本体管理業務のいわば派生業務であるペットボトル結束業務の入札に関する犯行も、三名が上記のような継続的な癒着関係を結ぶ中で敢行されたことが

¹ 資料編 P18 参照

明らかとなった。

また、田中前議長は、島村前市長を上尾市長に擁立した同市議会最大派の重鎮としての島村前市長に対する影響力を行使しつつ、上記癒着関係の要となっており、島村前市長に対して秘密事項の教示を積極的に働きかけていた。

(罪となるべき事実)

第1 上尾市が平成29年1月31日に入札を執行した「ペットボトル結束業務」の条件付一般競争入札に関し、山田社長が、同入札の秘密事項を教示するよう島村前市長に働きかけることを田中前議長に依頼し、これを受けた田中前議長が島村前市長にその旨の働きかけを行うなどし、これに応じた島村前市長が、適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同月27日頃、田中前議長をして、前記入札の入札参加業者名を記載した書面をさいたま市所在の明石産業(株)事務所にファックス送信させ、同所において、山田社長に対し、前記入札における秘密事項である入札参加業者名を教示し、さらに、同月30日、埼玉県日高市所在の埼玉医科大学国際医療センターにおいて、同人に対し、前記入札における秘密事項である同業務の予定価格(税抜き)が1億1,346万円、最低制限価格(税抜き)が7,942万2,000円である旨教示し、もって偽計を用いるとともに入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

第2 田中前議長は、平成28年12月25日頃から平成29年1月30日頃までの間に、さいたま市浦和区所在の浦和ロイヤルパインズホテル内の日本料理店「四季彩」等において、山田社長から、前記入札に関し、秘密事項である予定価格、最低制限価格及び入札参加業者名について、これらを知り得る上尾市長であった島村前市長に対し、その教示を働きかけてもらいたい旨の請託を受けてこれを承諾し、その頃、島村前市長に対し、前記埼玉医科大学国際医療センター等において、直接又は電話によりその旨申し入れて、同人に職務上不正な行為をさせるようあつせんし、平成28年12月25日から平成29年1月30日までの間、5回にわたり、山田社長から、前記あつせんをしたこと等に対する謝礼の趣旨で供与されるものであることを知りながら、現金合計50万円の供与を受け、もって賄賂を収受したものである。

第3 島村前市長は、平成29年2月11日ごろから同年6月20日頃までの間に、前記「四季彩」等において、山田社長から、上尾市が平成30年に発注予定の「センター本体管理業務」を明石産業(株)が受注できるように、同業務の一般競争入札に関し同社が要望する入札参加資格を設定するなどの有利かつ便宜な取り計らいをしてもらいたい旨の請託を受けてこれを承諾し、その謝礼の趣旨で供与されるものであることを知りながら、平成29年5月5日から同年6月20日までの間、3回にわたり、同人から、現金合計60万円の供与を受け、請託を受けて賄賂を収受したものである。

3 特別委員会の設置

(1) 設置に至る経過

平成29年10月30日の市長、議長の逮捕を受け、事実確認のため11月2日に全員協議会を開催し、市当局から逮捕後の市の対応や西貝塚環境センターの入札関連情報などの報告を受けた。

11月6日に市長から辞任届が提出され、11月7日に市長の退職の期日に関する議会の同意を得るため、臨時会の招集が告示された。

11月8日開催の臨時会当日、議長から議員辞職願が提出されたため、臨時会では市長の退職についての同意と、議長の議員辞職についても議題とされ、それぞれ同意、可決された。

また、日をまたぎ11月9日の臨時会の中で、「上尾市議会の信頼回復と再発防止に努めることを誓う決議」が議員から提出され可決した。この決議では、市議会として、今回の事態の重大さを真摯に受け止め、真相解明のために調査特別委員会を設置し、再発防止に取り組み、市民の信頼回復に努めるとされた。

決議が可決された後に、議長から全議員を構成員とする「西貝塚環境センターの入札に係る調査特別委員会」設置についての発議があり、特別委員会が設置された。

(2) 調査事項

- ①西貝塚環境センターペットボトル結束機運転管理業務入札に係る事項
- ②西貝塚環境センター運転管理業務入札に係る事項

(3) 調査方法

- ①関係書類の提出（報告書の提出）を求める

②検査は地方自治法第109条²及び委員会条例第6条³の規定により、委員29人で構成する西貝塚環境センターの入札に係る調査特別委員会を設置し、これに付託して行う

(4) 調査権限

本議会は、(2)に掲げる調査事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項⁴の権限(検査・検閲権)を西貝塚環境センターの入札に係る調査特別委員会に委任する。

(5) 調査期間

西貝塚環境センターの入札に係る調査特別委員会は、(2)に掲げる調査事項の検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。

4 調査の結果

本特別委員会は、地方自治法第98条に基づく事務の検査として、①西貝塚環境センターペットボトル結束機運転管理業務入札に係る事項、②西貝塚環境センター運転管理業務入札に係る事項の2点について、関係書類を検閲するとともに、執行部に対し質疑を行った。

なお、訴訟記録については、刑事確定訴訟記録法第4条第2項⁵の規定により、さいたま地方検察庁から「情報公開条例に基づき開示請求があった場合、一切開示しない」「コピー機などを使用して再複写しない」などの条件付きで市に対して開示されたものであったことから、本特別委員会での閲覧についてもさまざまな制約が課された。具体的には、「コピー機等による複写及びスマートフォン等による撮影はしません」「本訴訟記録の写しの閲覧により知り得た情報の公開はしません」「公開の調査特別委員会において、本訴訟記録の写しに記載された事項に関し詳細な発言はしません」等の誓約書を提出した上での、少人数での閲覧であった。

よって、本報告書では、訴訟記録で判明した情報についての詳細な報告は差し控えることとする。

以下、調査結果を報告する。

² 資料編 P34 参照

³ 資料編 P38 参照

⁴ 資料編 P34 参照

⁵ 資料編 P38 参照

(1) 調査対象とした業務概要

本特別委員会の調査対象となっている「ペットボトル結束業務」及び「センター本体管理業務」についての業務概要は以下のとおりである。

ペットボトル結束業務

(1) 業務概要

収集されたペットボトルを選別し、圧縮結束した後、搬出するための機械運転管理業務

(2) 履行期間

- ① 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
- ② 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 委託金額

- ① 106,375,680円(3年総額)
- ② 86,184,000円(3年総額)

(4) 委託先

- ① 明石産業株式会社上尾支店
- ② テスコ株式会社埼玉支店

センター本体管理業務

(1) 業務概要

焼却施設運転管理、粗大ごみ処理施設運転管理、ベッド解体、蛍光管破碎等の業務、附属棟管理、清掃業務といった施設全体の運転管理業務

(2) 履行期間

- ① 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- ② 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(3) 委託金額

- ① 454,230,000円(3年総額)
- ② 602,640,000円(3年総額)

(4) 委託先

- ① テスコ株式会社埼玉支店
- ② テスコ株式会社埼玉支店

(2) 入札の経過について

ア 平成24年 センター本体管理業務

平成24年1月5日	請負審査委員会 ⁶ （条件付一般競争入札による方法で行うことで決定）
平成24年1月17日	入札公告
平成24年1月24日	入札参加資格審査期限
平成24年2月14日	開札（場所：市役所5階入札室）、落札決定 落札者：テスコ株式会社埼玉支店
平成24年2月20日	契約締結 454,230,000円（税込み）

イ 平成26年 ペットボトル結束業務

平成25年12月24日	請負審査委員会（条件付一般競争入札による方法で行うことで決定）
平成26年1月17日	入札公告（事後審査型・郵便入札）
平成26年1月31日	開札（落札候補者：明石産業株式会社上尾支店）、 資格審査、落札決定 落札者：明石産業株式会社上尾支店
平成26年2月6日	契約締結 106,375,680円（税込み）

ウ 平成27年 センター本体管理業務

平成26年12月22日	請負審査委員会（条件付一般競争入札による方法で行うことで決定）
平成27年1月16日	入札公告（事後審査型・郵便入札）
平成27年2月6日	開札（落札候補者：明石産業株式会社上尾支店）
平成27年2月9日	落札候補者から条件付一般競争入札参加資格申請等確認申請書の提出、資格審査
平成27年2月10日	落札決定 落札者：明石産業株式会社上尾支店
平成27年2月12日	契約締結 494,424,000円（税込み）
平成27年3月11日	契約解除 ※実務経験証明書の提出を平成27年3月1日としていたが、統括責任者を除く6名分の

⁶ 資料編 P29 参照

	実務経験が確認できなかったため
同日	請負審査委員会（持ち回り決裁、指名競争入札で行うことを決定）
平成 27 年 3 月 18 日	応札者 1 者のため入札中止
同日	請負審査委員会（持ち回り決裁、テスコ株式会社埼玉支店と随意契約で行うことを決定）
平成 27 年 4 月 1 日	契約締結 602,640,000 円（税込み）

エ 平成 29 年 ペットボトル結束業務

平成 28 年 12 月 26 日	請負審査委員会（条件付一般競争入札による方法で行うことで決定）
平成 29 年 1 月 17 日	入札公告（事後審査型・電子入札）
平成 29 年 1 月 31 日	開札（落札候補者：テスコ株式会社埼玉支店）
平成 29 年 2 月 2 日	落札候補者から入札公告で示した資格確認資料の提出、資格審査（発注課）
平成 29 年 2 月 6 日	審査終了、契約検査課へ契約締結依頼
平成 29 年 2 月 7 日	落札決定 落札者：テスコ株式会社埼玉支店
平成 29 年 2 月 13 日	契約締結 86,184,000 円（税込み）

(3) 平成 24 年センター本体管理業務に係る事務について (条件付一般競争入札に変更となった経緯)

判決文によると、田中前議長は、平成 23 年頃に明石産業(株)の代表取締役と知り合ってから以降、上尾市が発注するセンター本体管理業務を受注したいと考えていた同人から現金の授受を伴うこともある接待を繰り返し受けていた。

センター本体管理業務の入札は、従来、指名競争入札で行われており、明石産業(株)は入札に参加できなかった。

平成 24 年 2 月にセンター本体管理業務が一般競争入札に変更となり、この時期から明石産業(株)が入札に参加してきている。ただし、落札はできなかった。

条件付一般競争入札に変更となった理由は、執行部の答弁によると、「国土交通省が公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議において、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡大を決定したことを受け、埼玉県知事と埼玉県市長会会長、埼玉県町村会会長が平成 19 年 8 月 7 日の公共調達改革に関する共同宣言において、談合を防止する入札制度の改

革として、「1,000万円以上の工事については、一般競争入札を平成19年度から段階的に実施する」と決定した。市は、この決定を受けて、上尾市建設工事等請負業者審査委員会(以下、「請負審査委員会」という。)においても1,000万円以上の案件に関しては一般競争入札を推奨していたことから、センター本体管理業務についても条件付一般競争入札となった。」ということであった。

(「下請契約等」という表現について)

平成24年2月のセンター本体管理業務の入札に参加する者に必要な資格として、「ごみ焼却施設(ボイラー・タービン付き連続運転方式焼却炉(ストーカ方式))の運転管理業務を直接又は下請契約等で請負った実績を有すること」が定められている。

明石産業(株)は、ごみ焼却施設の管理業務を直接又は下請契約で請け負った実績はなく、ごみ焼却施設の管理業務を直接請け負った会社を派遣先とする労働者派遣契約の実績しかなかった。

下請契約以外の契約も含む「下請契約等」に決定したのは、西貝塚環境センターが入札参加資格の検討に当たり、請負審査委員会の委員長(副市長)と事前協議を行い、その中で「等」を含めて請負審査委員会に依頼するという話になった。これは、西貝塚環境センターの現場としての要請ではなく、副市長から間接的に要請があったということである。

この「等」という表現を用いることは入札参加資格では極めて異例のことであり、平成23年度から平成29年度における請負審査委員会に提出された業務委託の依頼書を確認したところ、平成24年と平成27年のセンター本体管理業務以外に、解釈の余地を残すような表現は使われていなかったことが質疑の中で判明している。

また、訴訟記録によると、平成24年当時、市長から明石産業(株)が入札に参加できるよう指示を受けたため、副市長、環境経済部、総務部で協議した結果、「等」を入れることにより、派遣契約でも実績とみなすこととしたことが判明している。

(4) 平成26年ペットボトル結束業務に係る事務について

平成26年1月31日開札の結果、明石産業(株)上尾支店を落札候補者と決定し、入札参加資格審査の結果、資格を満たしていると確認して、落札者として業務委託契約を締結している。

平成25年12月24日付け請負審査委員会委員長宛ての「請負業者の選定等に関する審査について」の中で、条件付一般競争入札の参加

資格としてこの時期の入札では全ての案件で受注実績を挙げていなかった。

この入札の参加資格は、①登録業種が「施設の維持・運転・管理」で登録されていること、②事務所の所在地が資格者名簿に登録された本店・支店又は営業所の所在地が県内にあること、の2点のみである。

業務の履行に万全を期すという視点から言うと、受注能力や受注実績を勘案することが必要ではないかと考えるが、市としては、契約書の特記仕様書に記載されている委託人員、従業員数、法令上必要とする有資格者等の資格は、業務の履行に対する担保のため業務の履行開始前までに確認を取れば良いという考えから、契約締結後に受注者から書類を提出させ、西貝塚環境センターで確認をするという形をとっていた。

(5) 平成27年センター本体管理業務に係る事務について
(入札参加資格審査について)

平成27年のセンター本体管理業務の入札では、明石産業(株)上尾支店が落札候補者となり、その後の入札参加資格審査において参加資格があると判断され契約した。契約締結後、当該契約書の仕様書に基づき提出された経歴証明書による各責任者及び班長の実務経験について審査を行った結果、統括責任者を除き6名の経歴書の内容が証明されず、契約解除となった。

入札公告で示された入札参加資格は、以下のアからエの4つを求めているが、契約締結前に入札参加資格審査では、アとイの部分のみを審査している。

ア 上尾市物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成25年上尾市告示第73号)に基づく平成25・26年度上尾市物品等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、登録業務が業務委託、業務種目が「施設の維持・運転・管理」、業務内容が「焼却施設」で掲載されていること。

イ 平成10年4月1日以降に、国又は地方公共団体(一部事務組合を含む。)のごみ焼却施設(ボイラー・タービン付き連続運転方式焼却炉(ストーカ方式))の運転管理業務を直接又は下請契約等で請負った実績を有すること。

ウ ごみ処理施設技術管理者の資格を有する者を配置できるもので、かつ、焼却炉の運転管理を行う者を24時間常駐できること。

エ 次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。

- (ア)業務統括責任者は、平成10年以降に稼働したボイラー・タービン付き連続運転方式焼却炉（ストーカ方式）の2年以上の実務経験を有する者
- (イ)業務副統括責任者は、平成10年以降に稼働したボイラー・タービン付き連続運転方式焼却炉（ストーカ方式）の2年以上の実務経験を有する者
- (ウ)保全担当の班長は、平成10年以降に稼働したボイラー・タービン付き連続運転方式焼却炉（ストーカ方式）の1年以上の保全実務経験を有する者
- (エ)運転担当の班長は、平成10年以降に稼働したボイラー・タービン付き連続運転方式焼却炉（ストーカ方式）の2年以上の運転実務経験を有する者

アの審査においては、埼玉県電子入札競争入札参加資格審査（業者登録）において、埼玉県が従業員数や資本金などの審査を行い、合格となり資格者名簿に登録されていたので、市は疑義を抱いてなかったとのことである。

なお、入札参加資格審査に通らない業者は、埼玉県の入札審査課に確認したところ、平成29・30年度の物品等競争入札参加資格審査においてはなかったとのことである。

入札公告で示された入札参加資格イに該当する書類として提出されたものは、平成23年度にセンター本体業務を元請けとして受託していたJFE環境サービス株式会社との労働者派遣契約書の写し、同派遣期間における勤務出勤簿などであった。

(契約締結の決裁に記された「資格審査」という手書きメモについて)

センター本体管理業務の契約締結に関する決裁文書には、入札参加資格に関する書類が添付されている。その中で「さいたま東部環境センター」、「さいたま西部環境センター」、「小山川クリーンセンター」の契約実績は、ごみ処理施設の運転管理業務ではないので、受注実績として認めません」という手書きのメモが書かれていた。

この手書きのメモは、契約検査課で記入されたものである。契約検査課は当時、入札参加資格の審査を担当していた。このメモは契約検査課としての考え方を記載したものであった。つまり、上記3件は受注実績として認められるものではないが、その他に、「西貝塚環境センター」の受注実績を証明する書類も提出されており、この実績は認められるもの

である。よって資格有りとは判断したということである。(受注実績として一つでも認められれば、入札参加資格があるということになる。)

なお、明石産業(株)は、平成24年のセンター本体管理業務の入札参加資格に関する書類を提出している。(このときは事前審査型であるため、入札に参加するために提出されたものである。)このときも同じ判断をしており、平成27年はその判断を踏襲したということである。

(副統括責任者が提出した自筆の証明について)

平成27年のセンター本体管理業務の入札において、明石産業(株)が落札し、業務委託契約を締結した後、仕様書に基づき提出された経歴証明書による各責任者及び班長の実務経験について審査を行った結果、統括責任者を除き他の6名の経歴書の内容が証明されないため契約解除となった。

副統括責任者以下6名については、派遣の事実も実務経験者としての在籍経験も確認できず、会社側が全くでたらめなものを提出したと考えられる。

その中で、副統括責任者が提出した自筆の証明は、経歴を自己申告したにすぎないものであった。

(6) 市が行った再発防止策について

(入札制度について)

平成27年2月のセンター本体管理業務の入札における契約解除を受け、平成27年5月27日に開催された請負審査委員会以降の入札において以下の3点の再発防止策を実施している。

- ① 一般競争入札の場合、会社の資格と有資格者の証明書類を併せて発注課に提出させて審査を行うこと
- ② 提出を求める書類は、入札公告に一括して明示することとし、そのうち実務経験証明書については、入札前にあらかじめ様式を定めること
- ③ 入札公告で示す入札参加資格の表記については、「等(など)」といった曖昧な表現は避け、明確に記述すること

この3点の再発防止策で、業務を請け負えない業者が入札に参加するというリスクは、以前に比べ低減すると考えられる。

また、ごみ焼却炉の運転が停止すると市民生活に影響が大きいため、

センター本体管理業務の参加資格は下請けの受注実績ではなく、元請けとしての受注実績を要件として考えているということである。なお平成30年1月に執行された入札では、指名競争入札により、元請けの業者を指名している。

予定価格と最低制限価格を知りうる者の情報漏洩の防止や最低制限価格の設定方法については、平成30年1月15日から予定価格は事後から事前公表に変え、最低制限価格は予定価格の10分の7の固定額に改め、試験的に運用し、落札率などの結果を検証することにしていく。

この試験的な運用は平成30年度内をめどに考えているが、予定価格の事前公表、最低制限価格の固定は、積算能力のない業者でも受注できてしまうことや、談合が容易になるといった懸念も考えられる。

現在は公平性、透明性を保ち、事件を未然に防止する方法の一つと考えているとのことだが、早急な検証が必要であると契約検査課で考えている。

(市長の面会基準、市長室の利用について)

報道では、島村前市長は明石産業(株)代表取締役と市長室で会って現金を受け取ったことを認めている。

市長室で現金の受け渡しがあったことを受けて、市長政策室では予定された面会者以外の来客について、用件と名前を聞き、記録する再発防止策を講じた。

また、土日、夜間など勤務時間外に市長が市役所に入る場合、市長といえども警備室前にある入室受付簿に氏名を記載することにした。

5 調査により明らかになった問題点

- (1) 島村前市長、田中前議長、山田社長の3名が継続的な癒着関係を結び、明石産業(株)の受注に向けてさまざまな取り計らいを行ってきたことや、田中前議長が山田社長の依頼を受けて職員の人事に介入したこと、山田社長から島村前市長、田中前議長に対して現金の授受があったことなど、これら一連の不正行為が行われたことは、法令遵守という意識や倫理感の欠落によるものであり、市民の負託を受けた二元代表制の各々の長として、資質が厳しく問われる。
- (2) 田中前議長が、ペットボトル結束業務及びセンター本体管理業務を明石産業(株)が受注できるよう、所管する担当部長に連絡を取り、山田社長との接待の場に引き合わせたり、必要以上に報告を求めたりするなど、

度重なる強いあっせん行為があった。

- (3) 上尾市には「上尾市職員等の内部通報に関する要綱」⁷が定められているが、今回の事件では、関係した職員等からの内部通報の制度が機能しなかった。
- (4) 特定の業者が入札に参加できるよう、市長から指示を受けた副市長が、西貝塚環境センターを所管する環境経済部と、契約事務を所管する総務部の職員に市長の指示を伝え、派遣契約の実績しかなかった明石産業(株)が入札に参加できるように「下請契約等」という表現を用いて、入札参加資格を緩和した。
- (5) 議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とされており、今回のペットボトル結束業務及びセンター本体管理業務に関する契約は、議会の議決事項となる契約ではなかったため、議会によるチェック機能が十分に果たせなかった。

6 調査事項に対する指摘・改善意見

(1) 市が行うべきもの

- ア 市職員が、その職務に関して外部から働きかけ（紹介・要望・あっせんなど）があった場合は、記録、報告及び情報共有をし、組織として適切な対応の徹底を図る制度を創設すること。また、上司によるあっせん・指示・変更、部課内で行われる打ち合わせや協議などについても、記録を残す制度の創設を検討すべきである。
- イ 内部通報制度については、制度の重要性について管理職を含む全職員に周知徹底し、通報による不利益を被らないことを保障すること。また、今後不正を未然に防ぐためにも、弁護士などの第三者、あるいは外部への通報機能を検討すべきである。
- ウ 職員の行動規範となる条例の策定を検討すべきである。また、意識改革に必要なコンプライアンス研修を定期的を実施すること。
- エ 市長室で現金の受け渡しがあったことを受け、市長室、市長公室への入室・面会記録などの基準を設けること。また、公用車の利用についても、適正な使用に努めること。
- オ 契約全般について適正であるかどうかを検証する機関や、入札監視委員会の設置、工事等における監査委員による工事監査の実施など、検査体制の充実を検討すべきである。

⁷ 資料編 P48 参照

- カ 請負審査委員会は、行政だけでなく外部有識者を入れ、透明性を図ることを検討すべきである。また、市長からの指示・命令等があった場合の対策として、公平性・透明性・客観性が確保できるような仕組みを検討すべきである。
- キ 市長が最低制限価格を決定するのではなく、「変動型最低制限価格方式」を導入するなど、最低制限価格の設定のあり方について検討すべきである。
- ク 予定価格の事前公表や、最低制限価格の固定は、積算能力のない業者でも受注できてしまうことや、談合が容易になるといった懸念も考えられることから、これらの在り方について早急に検証すべきである。
- ケ 特殊性の高い案件については、価格以外の要素を含めた総合評価方式とするなど、落札方式のあり方について検討すべきである。
- コ 競争入札参加資格審査申請について、市独自の審査基準を設けるなどの検討をすべきである。

(2) 議会が行うべきもの

- ア 正副議長室、正副議長応接室への入室・面会記録などの基準を設けること。また、公用車の利用についても、適正な使用に努めること。
- イ 今回の事件を受け、あっせん利得処罰法⁸を議員が十分理解し、議員の行動規範を定めることを引き続き議会改革特別委員会で推し進めること。また、コンプライアンス研修を定期的実施すること。
- ウ 議決事件に該当しない契約を条例で議決事項とすることは法的にできないが、議決事件に該当しない契約について、何らかの関与が議会としてできないか検討すること。

7 まとめ

今回の調査活動では、市当局に対して提出要求をした書類や資料の多くが、長い間捜査機関に押収されていたことや、訴訟記録の閲覧に際し、さいたま地方検察庁から多くの制約があったなど、限られた条件の中で調査を進めざるを得なかったが、可能な限り調査を行ってきた。

そして、それぞれの問題点を指摘するとともに、改善意見を提言したが、議長や市長の倫理意識の希薄さ、内部通報制度が全く機能しなかったこと、脆弱な危機管理体制が招いたことが明白となり、市民の信頼を大きく損ねる

⁸ 資料編 P32 参照

結果になったことは、誠に遺憾である。

この報告をもって、本委員会に付託された調査は終結するが、本件に対して、上尾市議会は、今回の事案が発生したことを教訓に、今後二度とこのようなことが起こらないように猛省し、議員の資質向上に努め、議会及び議員自らが襟を正して職務に専念するとともに、市政の監視機能を一層強化させ、その責務を果たしていく所存である。

また、市当局においても、それぞれの問題点や指摘・改善意見を真摯に受け止め、問題解決に当たるとともに、再発防止と市政の信頼回復に向けて、職員一丸となり万全を期すことを強く求めるものである。

なお、本特別委員会での指摘・改善意見については、後日検討結果を議会に報告すること。

以上で、西貝塚環境センターの入札に係る調査特別委員会の最終報告とする。

資料編

資料1 上尾市議会の信頼回復と再発防止に努めることを誓う決議

上尾市議会の信頼回復と再発防止に努めることを誓う決議

本年10月30日、上尾市のゴミ処理施設の業務に関する入札情報をめぐり、予定価格などを事前に業者に漏らしたとして、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害により島村穰市長と田中守市議会議長が逮捕された。

二元代表制の各代表である市長と議長が同時に逮捕されるという極めて異例な事態は、市政や市議会に混乱を招き、市や市議会の信用を著しく失墜させた。

上尾市議会としては、事態の重大さを真摯に受け止め、二度とこのような不祥事が起こらないよう、捜査機関に対して、調査および原因の究明に全面的な協力を行うとともに、徹底した真相解明のために調査特別委員会を設置し、再発防止に向けて全力で取り組まなければならない。

よって、本市議会は、市民の負託に応え、信頼回復に努めるため、本決議を尊重し、これを遵守することを誓うものである。

以上、決議する。

平成29年11月8日

上 尾 市 議 会

資料2 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	井上 茂	
副委員長	嶋田 一孝	(副委員長の職は平成30年2月15日～)
副委員長	糟谷 珠紀	
副委員長	橋北 富雄	
委員	尾花 瑛仁	
委員	新道 龍一	
委員	田中 一崇	
委員	秋山 かほる	(平成29年11月9日～12月10日)
委員	海老原 直矢	(平成29年12月21日～)
委員	新藤 孝子	
委員	平田 通子	
委員	斎藤 哲雄	
委員	小川 明仁	
委員	星野 良行	
委員	戸野部 直乃	
委員	前島 るり	
委員	浦和 三郎	
委員	鈴木 茂	(平成29年11月9日～12月5日)
委員	戸口 佐一	(平成29年12月21日～)
委員	秋山 もえ	
委員	大室 尚	
委員	新井 金作	
委員	渡辺 綱一	
委員	長沢 純	
委員	道下文 男	
委員	町田 皇介	
委員	池野 耕司	
委員	池田 達生	
委員	小林 守利	
委員	深山 孝	
委員	野本 順一	

資料3 委員会の開催状況

本特別委員会は、平成29年11月9日から平成30年12月21日まで、7回開催された。開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	場所	主な内容
1	平成29年11月9日	全員協議会室	・正副委員長の互選
2	平成29年12月6日	全員協議会室	・調査の運営方針について ・議会の調査権について ・提出要求する書類（資料）について ・今後の日程について
3	平成30年2月15日	全員協議会室	・入札制度の流れについて ・事前通告された質問に対する回答について
4	平成30年4月27日	全員協議会室	・事前通告された質問に対する回答について ・今後の日程について
5	平成30年6月5日	全員協議会室	・事前通告された質問に対する回答について ・上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会について ・今後の日程について
6	平成30年12月6日	全員協議会室	・調査報告書（案）について
7	平成30年12月21日	全員協議会室	・調査報告書（案）について

※この他に、委員会運営や調査報告書案作成のための正副委員長（・正副議長）会議を13回開催している

※調査のため出席を求めた説明員

第3回委員会

市長政策室長（中島 英二郎）、市長政策室参事兼次長（山本 由起子）、秘書政策課長（秋山 真吾）、総務部長（吉澤 彰一）、総務部参事兼次長（栗野 昭夫）、総務部次長兼総務課長（小林 克哉）、職員課長（井上 雅文）、契約検査課長（川井 有規）、契約検査課主幹（小林 秀幸）、契約検査課副主幹（柳下 千春）、環境経済部長（磯越 雄高）、環境経済部次長（小川 伸次）、西貝塚環境センター所長（北川 茂）、西貝塚環境センター主査（遠藤 博）

第4回委員会

市長政策室長兼次長（中島 英二郎）、秘書政策課長（秋山 真吾）、総務部長（須田 博和）、総務部次長（柳下 貴之）、総務部副参事兼契約検査課長（川井 有規）、総務課長（関根 郁夫）、職員課長（林田 史浩）、契約検査課主幹（小林 秀幸）、環境経済部長（猿田 善勝）、環境経済部次長（宇田川 幸彦）、西貝塚環境センター所長（小川 伸次）、西貝塚環境センター次長（佐藤 健一）、西貝塚環境センター副主幹（遠藤 博）

第5回委員会

市長政策室長兼次長（中島 英二郎）、秘書政策課長（秋山 真吾）、総務部長（須田 博和）、総務部次長（柳下 貴之）、総務部副参事兼契約検査課長（川井 有規）、総務課長（関根 郁夫）、職員課長（林田 史浩）、契約検査課主幹（小林 秀幸）、環境経済部長（猿田 善勝）、環境経済部次長（宇田川 幸彦）、西貝塚環境センター次長（佐藤 健一）、西貝塚環境センター副主幹（遠藤 博）

資料4 提出を求めた書類

地方自治法第98条第1項で提出を求めた書類（平成29年12月6日依頼執行機関あて）

No.	提出を求めた書類等
1	<p>ペットボトル結束機運転管理業務に関する 平成26年度及び29年度 請負業者審査委員会の組織及び依頼文書</p> <p>〃 会議録</p> <p>〃 入札公告・結果</p> <p>〃 仕様書・設計書・予定価格及び最低制限価格に係る資料</p> <p>〃 仕様書に関する質問書及び回答内容を示した資料</p> <p>〃 資格審査関係資料</p>
2	<p>西貝塚環境センター運転管理業務に関する 平成24年度及び27年度 請負業者審査委員会の組織及び依頼文書 (一般・指名・随意)</p> <p>〃 会議録</p> <p>〃 入札公告・結果</p> <p>〃 仕様書・設計書・予定価格及び最低制限価格に係る資料</p> <p>〃 仕様書に関する質問書及び回答内容を示した資料</p> <p>〃 資格審査関係資料</p>
3	上尾市条件付一般競争入札実施要綱
4	上尾市電子入札運用基準
5	入札制度の種類と上尾市のそれぞれの要綱（他市比較含む）
6	最低制限価格の決定方法（他市との比較含む）
7	予定価格に対する落札率推移

8	入札参加資格条件について
9	予定価格の公表時期について（事前、事後それぞれのメリットデメリット）
10	情報公開条例について（ネット公開含む）
11	西貝塚環境センターに関わる全ての契約の発注履歴
12	ゴミ処理運転業務の入札履歴（入札参加条件・参加者・落札額・最低制限価格・入札額）
13	西貝塚環境センターが H24 に一般競争入札になった理由
14	保守運転業務 H21（1.9 億）→H24（4.3 億）価格差の理由
15	西貝塚環境センターの入札仕様書（落札者決定方法含む）
16	西貝塚環境センターの入札参加資格の条件
17	明石産業(株)との取引実績
18	過去に西貝塚環境センターの入札時、業者の失格・辞退理由
19	契約文書（運転保守・ペットボトル結束業務）
20	平成 29 年 1 月 31 日入札の最低制限価格を上回った入札に明石産業(株)が入れた理由
21	西貝塚環境センター問題の再発防止策
22	西貝塚環境センター運転管理及びペットボトル結束機運転管理業務における業務開始時からの契約方法、委託先、委託金額等がわかる書類一式
23	両業務における入札導入以降の入札公告、仕様書、入札記録等入札に係る書類一式
24	平成 27 年 1 月環境センター運転管理業務入札の契約解除に係る書類

25	条件付一般競争入札に変更した経過に係る書類
26	明石産業(株)の入札参加資格審査申請書類一式 もしくは会社概要(事業内容、業績、他市の実績等)がわかる資料
27	市長政策室における市長・副市長との面会基準や条件
28	市長のスケジュール管理者、管理方法、記録
29	明石産業(株)の山田社長が市長と公式に面会した記録
30	明石産業(株)の山田社長が副市長と公式に面会した記録
31	市長と副市長が同時に明石産業(株)の山田社長と面会した記録
32	市長・議長の逮捕にかかわって警察に聴取されている職員のリスト
33	入札結果のまとめの訂正版
34	2015年度から今年度にかけて環境センターに20年以上勤めている課長職以上で異動した職員の記録
35	2012年に指名競争入札から一般競争入札に変わったとき、参加条件を緩和したプロセスとその時の協議の記録
36	「請負業者審査委員会」のメンバー、任期、委員会の開催要件
37	事後調査型一般競争入札方式の事後調査の内容と方法。明石産業にかかわる審査委員会の会議録と会議結果報告書あるいはそれに類する書類
38	市長、議長がさいたま市内の飲食店に公用車を使用したときの運行管理簿
39	明石産業(株)の成り立ち、業種と上尾市及び他市における仕事の評価等 が分かる書類

資料5 入札制度について

1 上尾市の入札制度について

地方公共団体が発注を行う公共調達の場合には、地方自治法第234条⁹の規定により、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。例外的な取り扱いとして、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が認められている。

上尾市では、入札方法の決定に当たり、次の基準で決定している。

一般競争入札

設計金額が、1件当たり1,000万円以上の建設工事¹⁰及び物品購入等¹¹の契約のうち、市長が条件付一般競争入札の対象とすることが適当と認めたもの。

市では、一般競争入札に参加する者の資格を定めて執行する「条件付一般競争入札」を採用している。(上尾市条件付一般競争入札実施要綱¹²)

この入札に参加する者の資格を審査する時期の違いにより「事前審査型」と「事後審査型」がある。

事前審査型は、入札を行う前に、入札に参加する者の資格を審査するものであり、入札に参加を希望する全ての者に対して審査が必要である。

これに対し事後審査型は、入札を行った後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を定めている場合にあつては最低制限価格未満の入札をした者を除く。)を落札候補者とし、この落札候補者に対してのみ審査を行う方法である。

以前は事前審査型のみであったが、入札参加者の負担軽減と事務の効率化を図るため、上尾市では平成25年度から事後審査型を導入し、現在は全て事後審査型となっている。

指名競争入札

地方自治法施行令第167条¹³の規定により、契約の性質または目的

⁹ 資料編 P34 参照

¹⁰ 「建設工事等」とは、①建設工事の請負、②建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託、③土木施設の維持管理に係る業務の委託のこと。

¹¹ 「物品購入等」とは、①物品の買入れ、②物品の賃貸借、③清掃、警備その他の役務の提供に係る業務の委託のこと。調査対象となっているセンター本体管理業務とペットボトル結束業務は、③の役務の提供にあたる。

¹² 資料編 P40 参照

¹³ 資料編 P35 参照

が一般競争入札に適しないものや、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるときは、指名競争入札とすることができるが、おおよそ一般競争入札および随意契約としないものが該当する。

随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号¹⁴の規定に該当する契約であるとき。

例えば、同項第1号（一定額以下の契約）では、予定価格（設計額）が次の表の金額である場合は随意契約とすることができる。（上尾市契約規則第30条）

契約の種類	設計額
(1) 工事又は製造の請負	130万円以下
(2) 財産の買入れ	80万円以下
(3) 物件の借入れ	40万円以下
(4) 財産の売払い	30万円以下
(5) 物件の貸付け	30万円以下
(6) 前各号以外	50万円以下

なお、平成27年のセンター本体管理業務については、最終的に同条同項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき）の規定に基づき、随意契約としている。

入札方法

一般競争入札及び指名競争入札においては、電子入札による方法と郵便による方法があり、いずれの方法も入札手続きの透明性の確保、事務の迅速化などを目的としている。

電子入札は、建設工事等については平成23年度から、物品購入等については平成27年度から導入している。

郵便入札は、電子入札導入前には行われていたが、現在は行われていない。

¹⁴ 資料編 P35 参照

2 予定価格の設定について

予定価格は、地方公共団体の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、入札に付する前は予定価格を定めなければならない。

予定価格は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約において設定している。(上尾市契約規則第21条、第29条、第32条¹⁵⁾)

予定価格の設定権者は、設計価格の金額に応じて次のように定められている。(上尾市契約事務執行要綱第12条第1項¹⁶⁾)

市長	2,000万円以上
副市長	1,000万円以上 2,000万円未満
総務部長	1,000万円未満

3 最低制限価格の設定について

最低制限価格は、ダンピング受注を排除し、契約の内容に適合した履行を確保することを目的として設定されるものであり、この最低制限価格を下回る価格で入札した者は、失格となる。

上尾市の場合、上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱及び上尾市建設工事最低制限価格取扱要綱により、対象とする契約、最低制限価格の設定、入札参加者への告知等が定められている。

最低制限価格は、予定価格に10分の7から10分の9までの範囲内の割合を乗じて得た額である。

最低制限価格の決定権者は、設計価格の金額に応じて、市長、副市長が決定する。(上尾市契約事務執行要綱第12条第3項¹⁷⁾)

市長	2,000万円以上
副市長	1,000万円以上 2,000万円未満
総務部長	1,000万円未満

市長、副市長が最低制限価格を決定する際、契約検査課では参考資料として前回の最低制限価格や入札額、最低制限価格を予定価格の10分の7にした場合や10分の8にした場合などの金額表を持参し、それらを参考にして、市長、副市長が決定している。

最低制限価格が予定価格の10分の7から10分の9までの範囲となった

¹⁵⁾ 資料編 P39 参照

¹⁶⁾ 資料編 P40 参照

¹⁷⁾ 資料編 P40 参照

理由については、他の自治体を参考にしたということである。

役務業務の最低制限価格の設定に関しては、平成24年1月から実施している。導入された理由は、役務業務（人的サービス）を主体とする業務の品質確保、労働環境の悪化等を防止するため、地方自治法施行令第167条の10第2項¹⁸の規定に基づく競争入札におけるダンピング受注の排除を目的に、役務業務における最低制限価格の設定に関する要綱を定めたものである。

4 予定価格、最低制限価格の公表について

予定価格の公表は、建設工事について、入札参加者から課の設計担当者への聞き取りを防ぐなど、市の入札の透明性を確保するため、入札の開札前に公表している（事前公表）。物品の購入、役務の業務委託について、入札後に公表している（事後公表）。

最低制限価格の公表は、全て入札後に公表となっている。

今回の事件において、明石産業（株）は、事後公表の予定価格、最低制限価格を、田中前議長に教示を依頼した。

5 長期継続契約について

地方公共団体の契約は、会計年度（単年度）ごとに締結することが原則であるが、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」（地方自治法施行令第167条の17¹⁹）については、翌年度以降にわたる長期継続契約を締結することができる。

上尾市においては、「上尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の規定により、次に掲げる契約については、長期継続契約を締結することができることとなっている。

- (1) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 施設の機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から経常的かつ継続的な役務の提供を受ける必要があり、かつ、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの

¹⁸ 資料編 P37 参照

¹⁹ 資料編 P38 参照

6 上尾市建設工事等請負業者審査委員会について

請負審査委員会は、上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程（以下、「審査委員会規程」という。）に基づき、市が発注する建設工事等の競争入札に関し、審査委員会規程第3条²⁰に基づき、次の7項目の事項を審査するため設置されている。

【審査決定事項】

- (1) 設計金額が1,000万円以上の建設工事等²¹に係る請負業者の選定に関する事項
- (2) 条件付一般競争入札の対象とする建設工事等の選定及び当該競争入札の参加条件の設定に関する事項
- (3) 総合評価落札方式による競争入札の対象とする建設工事等の選定及び当該競争入札の落札者決定基準の設定に関する事項
- (4) 談合に係る情報の信憑性の判断及び不正行為の有無の確認に関する事項
- (5) 建設工事等に係る請負業者の入札参加停止等に関する事項
- (6) 優秀建設業者の表彰に係る被表彰者の候補者の選定に関する事項
- (7) その他請負業者の選定に係る重要な事項

委員会の組織は、委員長、副委員長及び委員5人で組織されており、委員長は副市長、副委員長は総務部長、委員は行政経営部長、市民生活部長、環境経済部長、都市整備部長、上下水道部長がそれぞれ就任している。

設計金額が1,000万円以上の契約を締結しようとする場合、当該契約を発注する担当課は、請負審査委員会の審査を経た上で起工起案を作成しなければならない。

7 請負審査委員会の審査

請負審査委員会は、契約を締結しようとする課は、審査依頼書を作成し、次の項目の審査を依頼する。

なお、請負審査委員会では、課からの依頼に対し、入札方法を変更した審査を行った事例はない。

²⁰ 資料編 P47 参照

²¹ ここでいう「建設工事等」とは、①建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に係る設計、監理、測量及び調査の委託、②物品の製造の請負、買入れ、修繕、借入れ及び売払い、③清掃、警備及び機械の保守管理その他役務の提供に係る業務の委託のこと。

【審査決定事項】

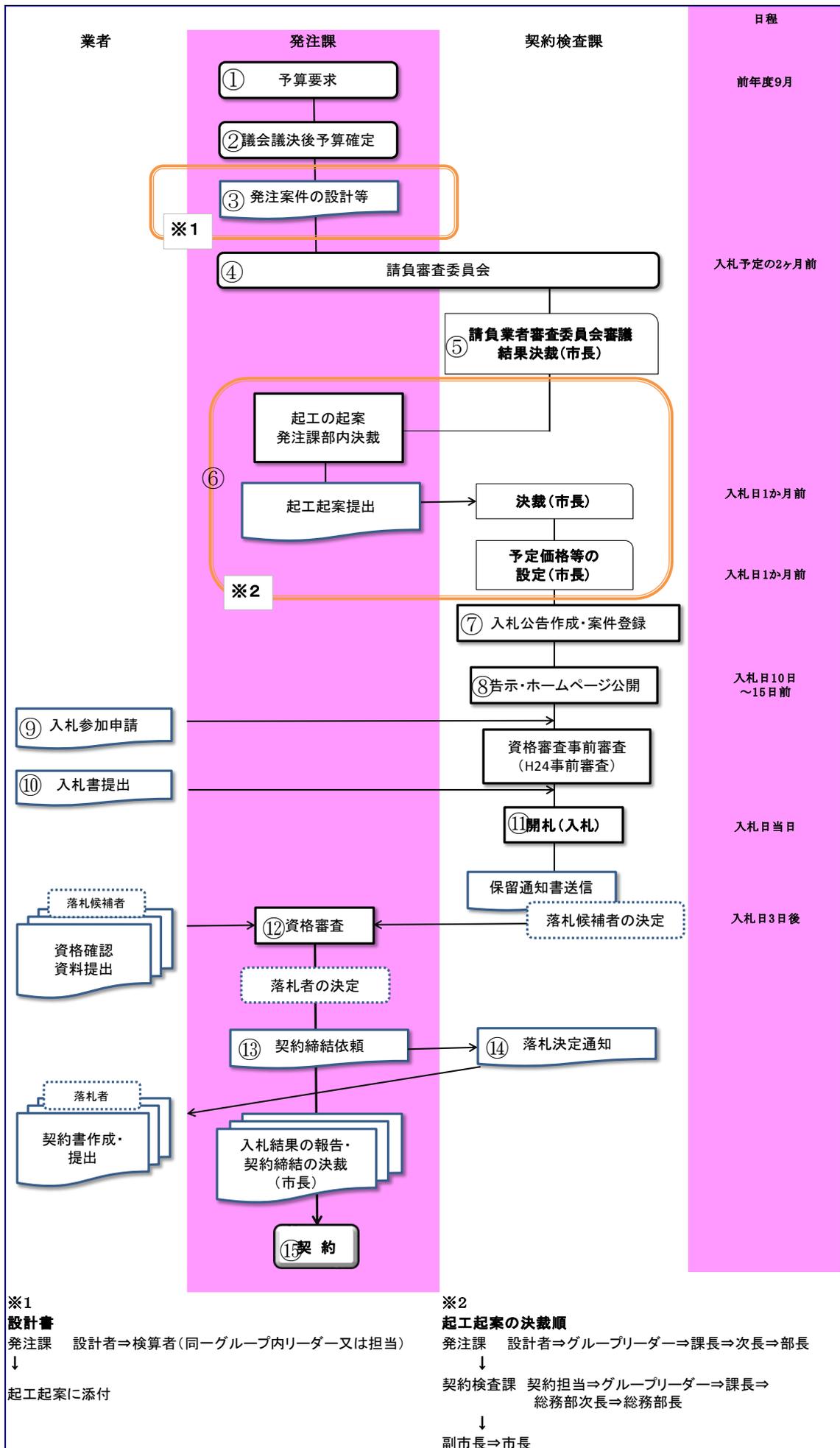
- ・ 条件付一般競争入札における審査内容
 - ①業務期間 ②業務概要 ③入札方法
- ・ 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格
 - ①登録業種 ②分類 ③所在地区分 ④業務実績 ⑤業務実績の提出書類 ⑥その他の資格 ⑦その他の資格の提出書類
- ・ 履行にあたって必要な有資格（者）
 - ①履行に当たって必要な有資格（者） ②履行に当たって必要な有資格（者）の提出書類 ③人員の配置証明 ④審査期限

8 入札の流れ

- ① 予算要求
- ② 議会議決後予算確定
- ③ 発注案件の設計
- ④ 請負審査委員会に審査依頼(設計金額が1,000万円以上となる場合)、請負審査委員会で審査・入札方法等の決定
- ⑤ 審議結果の報告（市長決裁）
- ⑥ 起工の起案・決裁 ※同時に予定価格（最低制限価格）の決裁
- ⑦ 入札公告の作成
- ⑧ 告示・ホームページ公開
- ⑨ 入札参加申請
- ⑩ 入札書の提出
- ⑪ 開札（落札候補者の決定（保留通知書送付）、入札結果の報告）
- ⑫ 資格審査（入札公告で示した資格確認資料を提出、発注課が審査）
- ⑬ 落札決定、契約締結依頼
- ⑭ 落札決定通知
- ⑮ 契約締結

※図に表すと次ページのとおり

なお、入札結果に関しては、埼玉県入札情報公開システムにて公開している。



資料6 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律 (あっせん利得処罰法)

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

(平成12年11月29日号外法律第130号)

(公職者あっせん利得)

第1条 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長（以下「公職にある者」という。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、3年以下の懲役に処する。

2 公職にある者が、国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときも、前項と同様とする。

(議員秘書あっせん利得)

第2条 衆議院議員又は参議院議員の秘書（国会法（昭和22年法律第79号）第132条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するものをいう。以下同じ。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、二年以下の懲役に処する。

2 衆議院議員又は参議院議員の秘書が、国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときも、前項と同様とする。

(没収及び追徴)

第3条 前2条の場合において、犯人が収受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(利益供与)

第4条 第1条又は第2条の財産上の利益を供与した者は、1年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第5条 第1条及び第2条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(適用上の注意)

第6条 この法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不当に妨げることのないように留意しなければならない。

資料 7 参照条文

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② （略）

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

⑤ 第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。

⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに

限り、これによることができる。

- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）

（指名競争入札）

第 1 6 7 条 地方自治法第 2 3 4 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第 1 6 7 条の 2 地方自治法第 2 3 4 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃

貸借料の年額又は総額) が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 2 7 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を

行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

- 第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内

の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

○上尾市議会委員会条例（昭和45年3月28日条例第19号）

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

○刑事確定訴訟記録法（昭和62年6月2日号外法律第64号）

(保管記録の閲覧)

第4条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第1項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

- 2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第53条第3項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録（第2号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。）を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。
 - (1) 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。
 - (2) 保管記録に係る被告事件が終結した後3年を経過したとき。
 - (3) 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。
 - (5) 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。
 - (6) 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。

3 (略)

4 (略)

○上尾市契約規則（昭和 39 年 11 月 9 日規則第 19 号）

（予定価格）

第 21 条 一般競争入札に付する場合には、予定価格を定め、これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、予定価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置くことは、要しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、公有財産売却システムその他のインターネットを利用して入札を行う事務手続に係る一般競争入札にあつては、入札執行前にその予定価格を公表することができる。

3 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第 29 条 第 15 条及び第 19 条から第 25 条までの規定は、指名競争入札について準用する。

この場合において、第 19 条中「政令第 167 条の 7 第 2 項」とあるのは、「政令第 167 条の 13 において準用する政令第 167 条の 7 第 2 項」と読み替えるものとする。

（随意契約の範囲）

第 30 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 工事又は製造の請負 130 万円
- （2） 財産の買入れ 80 万円
- （3） 物件の借入れ 40 万円
- （4） 財産の売払い 30 万円
- （5） 物件の貸付け 30 万円
- （6） 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

（一般競争入札に関する規定の準用）

第 32 条 第 15 条、第 21 条及び第 22 条の規定は、随意契約について準用する。

○上尾市契約事務執行要綱（平成 27 年 8 月 31 日市長決裁）

（予定価格等の決定）

第 12 条 予定価格は、上尾市事務専決規程（昭和 48 年上尾市訓令第 2 号）第 10 条及び前条の規定に基づき、1 件の設計金額が 2,000 万円以上の建設工事等及び物品購入等にあつては市長が、1,000 万円以上 2,000 万円未満の建設工事等及び物品購入等にあつては副市長が、1 件の設計金額が 1,000 万円未満の建設工事等及び物品購入等（第 4 条第 2 項各号に掲げる建設工事等及び物品購入等に限る。）にあつては総務部長が決定する。

2 予定価格の決定を行う者は、指名通知書の交付又は一般競争入札の公告前に、予定価格を予定価格書に記入押印し、封書に入れ、封印するものとする。ただし、予定価格を入札日前に公表する場合には、予定価格書の封入及び封印については、これを省略することができる。

3 最低制限価格（調査基準価格（上尾市低入札価格取扱要綱（平成 12 年 9 月 22 日市長決裁）第 1 条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設けるときは、調査基準価格）を設けるときは、第 1 項の規定による予定価格の決定を行う者がその価格を決定し、併せて予定価格書に記入するものとする。

4 電気設備工事及び機械設備工事の最低制限価格は、上尾市建設工事最低制限価格取扱要綱（平成 24 年上尾市告示第 206 号）第 3 条第 3 項の規定によりその価格を決定し、併せて予定価格書に記入するものとする。

○上尾市条件付一般競争入札実施要綱（平成 24 年 5 月 10 日告示第 226 号）

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 事前審査型条件付一般競争入札（第 11 条—第 15 条）

第 3 章 事後審査型条件付一般競争入札（第 16 条—第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託並びに土木施設の維持管理に係る業務の委託（以下「建設工事等」という。）並びに物品の買入れ及び賃貸借並びに清掃、警備その他の役務の提供に係る業務の委託（以下「物品購入等」という。）の契約に係る条件付一般競争入札の執行に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者の資格を定めて執行する一般競争入札をいう。
- (2) 事前審査型条件付一般競争入札 入札を行う前に、入札に参加する者の資格の有無に関し審査する条件付一般競争入札をいう。
- (3) 事後審査型条件付一般競争入札 入札を行った後に、入札に参加した者の資格の有無に関し審査する条件付一般競争入札をいう。

(入札の対象)

第3条 条件付一般競争入札により締結することができる契約は、設計金額が1件当たり1,000万円以上の建設工事等及び物品購入等の契約のうち、市長が条件付一般競争入札の対象とすることが適当と認めたものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が必要であると認めた場合は、条件付一般競争入札によることができる。

(入札の方法)

第4条 条件付一般競争入札に係る入札は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)
- (2) 郵便

(入札参加資格)

第5条 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)による健康保険、厚生年金法(昭和29年法律第115号)による厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険に事業主として加入している者(これらの保険の適用が除外されている者を除く。)であること。
- (3) 建設工事等に係る業種にあつては、入札の公告をした日において上尾市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成25年上尾市告示第74号)第2条第9項の上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 物品購入等に係る業種にあつては、入札の公告をした日において上尾市物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成25年上尾市告示第73号)第2条第1項の上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 電子入札システムを利用して行う入札にあつては、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第13条第1項第

1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

(6) 入札の公告をした日から開札日までの間において、次のアからカまでに掲げる者のいずれにも該当していない者

ア 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者

イ 上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている者

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの

カ 建設工事等に係る業種にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていない者

2 前項に定めるもののほか、執行する条件付一般競争入札ごとに、必要に応じ、次に掲げる事項に関し入札参加資格を定めることができるものとする。

(1) 入札に参加する者の事業所の所在地

(2) 対象工事に対応する業種の上尾市建設工事競争入札参加資格者格付要綱（平成24年上尾市告示第468号）第2条第2項の規定により算出された資格審査数値

(3) 上尾市工事検査規則（平成24年上尾市規則第47号）第12条第2項の工事成績評定表による工事成績評定点

(4) 工事の請負、業務の委託又は物品の納入の実績

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札の公告)

第6条 条件付一般競争入札の公告は、上尾市契約規則（昭和39年上尾市規則第19号）第16条から第17条の2までの規定に基づく方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札の公告は、当該システムを利用し、上尾市条件付一般競争入札公告（第1号様式）により行うものとする。

(設計図書等の閲覧)

第7条 電子入札システムにより行う入札に係る設計図、仕様書、特記仕様書その他入札価格の見積りに必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、当該電子入札システムにより閲覧することができるものとする。

2 郵便により行う入札に係る設計図書等は、市のホームページにおいて閲覧することができるものとする。

3 設計図書等については、文書又は磁気ディスク等による貸出しは行わない。

(入札説明会)

第8条 入札説明会は、開催しないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(質問の受付及び回答)

第9条 設計図書等に関する質問がある場合は、上尾市契約事務執行要綱(平成27年8月31日市長決裁)第9条第3項の質問回答書(次項において「質問回答書」という。)を入札の公告において示す受付期間中に、発注担当課宛に電子メールで送付するものとする。

2 質問に対する回答は、質問回答書を電子入札システム又は市のホームページにおいて供覧するものとする。

(入札の辞退)

第10条 条件付一般競争入札に係る入札を辞退しようとする者は、開札日の前日までに入札辞退届を市長に提出しなければならない。

2 入札辞退届の提出方法は、電子入札システム若しくは郵送又は持参により行うものとする。

第2章 事前審査型条件付一般競争入札

(入札の参加の申込み)

第11条 事前審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ定める期限までに、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 建設工事等に係る業種 次に掲げる書類

ア 条件付一般競争入札参加資格等確認申請書(第1号の2様式)

イ 条件付一般競争入札参加資格等確認資料(第2号様式)

(2) 物品購入等に係る業種 条件付一般競争入札参加申込書(第3号様式)

(入札参加資格の有無に関する審査)

第12条 市長は、前条の規定による事前審査型条件付一般競争入札の参加の申込みがあったときは、当該申込者に係る入札参加資格の有無に関し審査を行い、その結果を建設工事等に係る入札にあつては条件付一般競争入札参加資格等確認通知書(第4号様式)により、物品購入等に係る入札にあつては条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書(第5号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(入札参加資格の有無に関する再審査)

第13条 前条の規定による入札参加資格の有無に関する審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その決定に異議があるときは、市長に対し、入札参加資格の有無に関する再審査を請求することができる。

2 前項の規定に基づき入札参加資格の有無に関する再審査を請求しようとする者は、当

該確認通知書又は審査結果通知書を受けた日から起算して5日以内に、条件付一般競争入札参加資格再審査請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による入札参加資格の有無に関する再審査の請求があったときは、当該請求者に係る入札参加資格の有無に関し再審査を行い、その結果を条件付一般競争入札参加資格再審査結果通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（入札の参加の制限）

第14条 第12条の規定による入札参加資格の有無に関する審査又は前条第3項の規定による入札参加資格の有無に関する再審査の結果、入札参加資格があると通知された者であっても、入札を執行するときに入札参加資格のない者については、当該入札の参加を認めないものとする。

- 2 対象工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合にあっては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下「設計業務等の受注者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者については、当該対象工事に係る入札の参加を認めないものとする。

（1）設計業務等の受注者の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）。ただし、設計業務等の受注者が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が現に存続している会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）である場合の当該親会社を除く。

（2）設計業務等の受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）

（3）設計業務等の受注者と親会社を同じくする子会社。ただし、設計業務等の受注者が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が現に存続している会社等である場合の当該子会社を除く。

（4）会社等の役員が設計業務等の受注者の役員を現に兼ねている場合の当該会社等。ただし、設計業務等の受注者が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が現に存続している会社等である場合の当該会社等を除く。

（5）当該会社等の役員が設計業務等の受注者の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合の当該会社等

（6）前各号に掲げる場合のほか、同項各号に掲げる者に準ずる者と市長が認めた者
（入札の執行の停止等）

第15条 市長は、第13条第2項の規定による入札参加資格の有無に関する再審査の請求があったときは、その再審査が終了するまでの間は、当該請求に係る入札を執行しないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、入札の公告において指示がある場合を除き、事前審査型条

件付一般競争入札に参加する者の数が2に満たないときは、当該入札を執行しないものとする。

第3章 事後審査型条件付一般競争入札

(入札参加の申込み)

第16条 事後審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ定める期限までに、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める書類を電子入札システム又は郵便により市長に提出しなければならない。

(1) 電子入札システムにより行う入札 当該電子入札システムによる競争参加資格確認申請書

(2) 郵便により行う入札 入札書及び入札の公告において指定された書類

(落札候補者の入札参加資格の有無に関する審査)

第17条 市長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を設けた場合にあつては予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者、調査基準価格を設けた場合にあつては予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準(上尾市低入札価格取扱要綱(平成12年9月22日市長決裁)第4条第1項に規定する失格基準をいう。)以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者)を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の有無に関し審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により落札候補者となった者に対し、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める方法により、速やかに落札候補者となった旨を連絡するものとする。

(1) 電子入札システムにより行う入札 当該電子入札システムによる保留通知書の送信

(2) 郵便により行う入札 ファクシミリによる落札候補者通知書(第8号様式)の送信

3 落札候補者は、入札の公告において定められた期日までに、建設工事等に係る入札にあつては第11条第1号に掲げる書類及び入札の公告において指定された書類を、物品購入等に係る入札にあつては同号アに掲げる書類及び入札の公告において指定された書類を市長に提出しなければならない。ただし、物品購入等に係る入札の場合において、市長が契約の内容により必要がないと市長が認めるときは、当該書類の提出を省略することができる。

4 落札候補者が前項に規定する提出期限までに前項に規定する書類を提出しない場合又は入札参加資格の有無に関する審査のために市長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

5 第1項の規定による入札参加資格の有無に関する審査の結果、入札参加資格がないと認められる場合は、入札参加資格不適格通知書(第9号様式)により通知するものとする。

る。

6 前項の規定により入札参加資格がないと通知された者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内に、市長に対し、入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができる。

7 市長は、前項の書面を受領した日から起算して3日以内に書面により回答するものとする。

第18条 市長は、前条第1項の規定による入札参加資格の有無に関する審査の結果当該落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合、同条第4項の規定により落札候補者のした入札が無効となった場合その他の理由により落札候補者のした入札が無効となった場合は、当該落札候補者に代わり当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の有無に関し審査するものとする。

2 前条（第1項を除く。）の規定は、前項の規定により落札候補者とされた者の入札参加資格の有無に関する審査について準用する。

（入札の執行の中止）

第19条 入札の公告において指示がある場合を除き、事後審査型条件付一般競争入札に参加する者の数が2に満たないときは、当該入札を執行しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、当該入札に参加する者の数が1になったときは、この限りでない。

（1）再度入札のとき。

（2）入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

（落札決定等）

第20条 市長は、第17条又は第18条の規定による入札参加資格の有無に関する審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定する。ただし、当該入札価格について、上尾市低入札価格取扱要綱第5条の規定による調査が必要な場合は、入札参加資格を満たすことが確認された後に調査書類の提出を求め、上尾市低入札価格審査委員会（上尾市低入札価格審査委員会規程（平成12年上尾市訓令第11号）第1条に規定する上尾市低入札価格審査委員会をいう。）の審査を経て、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた後、当該落札候補者を落札者と決定するものとする。

2 前項の入札参加資格の有無に関する審査は、第17条第3項に規定する書類を提出した日から起算して原則として3日以内に行うものとする。ただし、入札参加資格の審査において疑義が生じた場合はこの限りでない。

第4章 雑則

（入札結果等の公表）

第21条 入札参加者、入札の経過及び結果等の公表については、落札者の決定後、速やか

に行うものとする。

2 前項に規定する公表までの間は、入札の経過及び結果の問い合わせには応じないものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、条件付一般競争入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

○上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程（昭和48年9月29日訓令第10号）

（委員会における審査を経た上で決定する事項）

第3条 次に掲げる事項については、委員会における審査を経た上で、決定するものとする。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の建設工事等に係る請負業者の選定に関する事項
- (2) 条件付一般競争入札の対象とする建設工事等の選定及び当該競争入札の参加条件の設定に関する事項
- (3) 総合評価落札方式による競争入札の対象とする建設工事等の選定及び当該競争入札の落札者決定基準の設定に関する事項
- (4) 談合に係る情報の信憑(びよう)性の判断及び不正行為の有無の確認に関する事項
- (5) 建設工事等に係る請負業者の入札参加停止等に関する事項
- (6) 優秀建設業者の表彰に係る被表彰者の候補者の選定に関する事項
- (7) その他請負業者の選定に係る重要な事項

○上尾市職員等の内部通報に関する要綱（平成 23 年 3 月 31 日市長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等の存在に関する通報について、必要な事項を定めることにより、違法な事態等の発生を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務遂行を確保するとともに、公務に対する市民の信頼を確保し、適法かつ公正な市政運営に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）職員等 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する地方公務員

イ 特別職（地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる職に限る。）に属する地方公務員

ウ 地方公務員法第 22 条第 5 項前段の規定に基づき臨時的任用により任用された（同項後段の規定によりその任用を更新された場合を含む。）者

エ 上尾市一般職の職員で非常勤のもの任用に関する規則（平成 29 年上尾市規則第 30 号）第 2 条第 1 項の規定により任用する同規則第 1 条に規定する一般職非常勤職員

オ 市と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者

カ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している労働者

（2）内部通報 職員等が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を内部通報窓口に通報することをいう。

（3）通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 法令（条例及び規則その他の規程を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実

イ 市民の生命、身体又は財産に重大な影響を与えるおそれのある事実

ウ その他本市の事務事業に係る行為により、市民の公益を害するおそれのある事実

（内部通報の手続）

第 3 条 職員等は、市政の運営に関し、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、内部通報書（別記様式）により内部通報を行うことができる。

2 内部通報は、原則として実名で行わなければならない。ただし、市政の運営に関し、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、客観的に証明できる資料がある場合には、匿名により行うことができる。

3 内部通報は、誹謗(ひぼう)中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によって行ってはならない。

(内部通報窓口等)

第4条 市長は、内部通報及び内部通報に関する相談を受け付けるため、総務部職員課に内部通報窓口を置く。

2 総務部職員課長は、前条第1項の規定による内部通報があったときは、速やかに上尾市内部通報対策委員会にその旨を通知しなければならない。

(内部通報対策委員会の設置)

第5条 前条第1項の規定により受け付けた内部通報を処理するため、上尾市内部通報対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

5 委員は、別表に掲げる職にある者のうちから、必要の都度委員長が指名する。この場合において、当該内部通報に係る者は、委員に指名しないものとする。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

8 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理するものとし、委員長及び副委員長とともに事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

9 委員長又は副委員長に係る内部通報については、当該委員長又は副委員長は、当該内部通報に係る委員会の会議に参加することができない。

10 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委員会の所掌事務等)

第6条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 内部通報の受理又は内部通報として取り扱わないことを決定すること。

(2) 内部通報の事案に係る事実関係の調査に関すること。

(3) 内部通報の事案に係る是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる所掌事務を行うために必要があると認めるときは、当該内部通報を行った職員等(以下「通報者」という。)その他当該内部通報に係る者から事情を聴取し、又は当該内部通報に係る書類等を閲覧することができる。

3 委員会は、第1項に掲げる所掌事務を行うために必要があると認めるときは、当該事案に関する事務又は当該事務に関連する事務を所管する所属の長に調査を依頼することができる。

4 前項の規定により委員会から調査の依頼を受けた所属の長は、速やかに調査を行うと

ともに、その結果を委員会に報告しなければならない。

- 5 委員会及び調査を行う所属の長は、調査その他の事務処理に当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(内部通報の要件)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する通報は、内部通報として取り扱わないものとする。

- (1) 内容が著しく不分明な通報
- (2) 内容が虚偽であることが明らかな通報
- (3) 苦情その他内部通報に該当しない通報

(市長への通知等)

第8条 委員会は、当該内部通報の受理を決定したときは、その旨を市長に通知しなければならない。

- 2 委員会は、内部通報の事案に係る事実関係の調査が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(市長等の措置)

第9条 市長は、委員会から内部通報の事案に係る事実が存在する旨の報告を受けたときは、必要に応じて当該内部通報の事案に係る是正措置等を講ずるとともに、当該事案に係る職員等の処分を行うものとする。この場合において、当該内部通報の事案に係る事実が市長以外の任命権者(地方公務員法第6条第1項の任命権者をいう。以下同じ。)が所掌する事務に関するものであるときは、市長は、当該任命権者に対し、必要な是正措置等を講ずるよう勧告するものとする。

- 2 前項の規定により勧告を受けた市長以外の任命権者は、当該勧告に基づき講じた是正措置等を市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により是正措置等を講じたとき、又は前項の規定により市長以外の任命権者が講じた是正措置等について報告がなされたときは、委員会に通知しなければならない。

- 4 任命権者は、通報者自身も法令違反等を行っており、かつ、当該通報者に対して処分を行う場合には、当該通報者の反省の程度、内部通報を行った事実、内部通報に至るまでの情状その他の事情を考慮し当該処分を軽減することができる。

- 5 市長は、内部通報について必要と認める事項を適宜公表するものとする。

(通報者への通知)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による通報又は通報者が通知を希望しない場合には、この限りでない。

- (1) 内部通報の受理を決定したとき 受理した旨
- (2) 内部通報として取り扱わないことを決定したとき 取り扱わない旨及びその理

由

- (3) 調査の実施を決定したとき 調査を実施する旨
- (4) 調査を行わないことを決定したとき 調査を行わない旨及びその理由
- (5) 調査が終了したとき 当該調査の結果
- (6) 任命権者が是正措置等を講じたとき 当該是正措置等の内容
- (7) 任命権者が是正措置等を講ずる必要がないと判断したとき 是正措置等を講じない旨及びその理由

(標準処理期間)

第 11 条 内部通報を受理した日からその処理を終了するまでの標準処理期間は、概ね 90 日とする。

(職員等の協力)

第 12 条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、内部通報の事案に係る事実関係の調査に誠実に協力しなければならない。

(守秘義務)

第 13 条 委員会の委員及び職務上内部通報又は内部通報に関する相談に係る秘密を知り得た職員等は、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、また、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第 14 条 任命権者その他職員は、通報者が内部通報をし、又は職員等が内部通報に関する相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 任命権者は、前項の規定に反して不利益な取扱いを行った者に対して、懲戒処分その他適切な処置をとるものとする。正当な理由なく、内部通報又は内部通報に関する相談に係る秘密を漏らした職員も、また、同様とする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

別表 (第 5 条関係)

市長政策室長 行政経営部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 会計管理者 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長

別記様式 (第 3 条関係) (略)